

清掃業務の委託料の積算について

本業務については、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務積算基準（令和5年版）」、「建築保全業務積算要領（令和5年版）」及び令和5年度市有施設維持管理業務に係る労務単価に基づき積算を行っておりますが、下記に掲載する作業内容については、歩掛り以外（月間積算資料や見積りなど）を用いておりますのでご注意ください。

区分	作業箇所	作業・積算内容
定期清掃	本所・支所	窓ガラス(両面)清掃
定期清掃	本所	窓ガラス清掃のためのゴンドラ設置